

＜別紙資料：同一見本市への出展、助成対象の見本市について＞

【同一見本市：連続3回制限】

新たな販路開拓を支援するため、同一見本市出展にかかる助成は、「原則として連続3回まで」とし、4年連続の出展は助成対象外とします。

ただし、以下の場合は回数制限（連続3回まで）を適用しません。

- ① 出展見本市が、「地方創生特別枠」に定める分野（輸送、IT活用、健康・福祉・医療、食品、エネルギー）に該当すると機構が認める場合
- ② 本事業を利用して出展した同一見本市での直近3年間（H27年度-H29年度）の成約額（1年後のフォローアップ調査報告額）が2年連続して増加すると機構が認める場合
- ③ 新製品を用いて、新たな市場・分野の販路開拓を目的とした出展と機構が認める場合

【地方創生特別枠：複数見本市の出展経費を助成対象】

商談機会の増加を促し、更なる販路開拓を支援するため、地方創生特別枠では、助成上限額の範囲において、複数見本市の出展経費を助成対象とします。

ただし、4年連続の出展となる見本市は助成対象外とし、その他の複数見本市の出展経費を助成対象とします。（申請例：＜特別枠＞複数見本市②参照）

【助成率 1/2⇒2/3：新市場・新分野の販路開拓、新規利用企業は 2/3】

①新製品を用いて、新たな市場・分野の販路開拓を目的とした出展、または、②本事業の新規利用企業については、助成率を 1/2 から 2/3 とします。

【申請例】

＜連続3回制限＞

	H26	H27	H28	H29	H30	応募可否
原則		見本市 A ①	見本市 A ②	見本市 A ③	見本市 A ④	×
	見本市 A ①	見本市 A ②	見本市 A ③	見本市 B ①	見本市 A ④ 連続でない	○
	見本市 A ①	見本市 A ②	見本市 A ③		見本市 A ④ 連続でない	○
例外 ケース①		見本市 A ①	見本市 A ②	見本市 A ③	見本市 A ④ 地方創生特別枠	○
例外 ケース②		見本市 A ① 成約 100 万	見本市 A ② 成約 150 万	見本市 A ③ 成約 200 万	見本市 A ④ 成約額 2 年連続増加	○
＜特別枠＞ 複数 見本市①			見本市 A ①	見本市 A ②	見本市 A ③ 見本市 B ①	○
＜特別枠＞ 複数 見本市②		見本市 A ①	見本市 A ②	見本市 A ③	見本市 B ① 見本市 C ① ※見本市 A は 4 回目のため×	○

＜助成率 1/2 ⇒ 2/3＞

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
新市場・ 新分野				見本市 A ① 製品ア	見本市 B ① 新製品イ 助成率 1/2⇒2/3 新製品で新分野	見本市 B ② 製品イ 助成率 1/2 ※同一製品のため
新規利用 企業		これまで利用実績なし			見本市 A 製品ア 助成率 1/2⇒2/3 新規利用	見本市 B 新製品イ 助成率 2/3 新製品で新分野
3 回制限 解除		見本市 A ① 製品ア	見本市 A ② 製品ア	見本市 A ③ 製品ア	見本市 A ④ 新製品イ 助成率 1/2⇒2/3 新製品で新分野	(見本市 A ⑤ 製品イ) ※同一製品・分野の ため×